社会福祉法人清心福祉会 ソーシャルメディア (SNS) に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心福祉会職員等(適用対象は第3条による)がソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上、法人、職員等(退職者も含む)施設、利用者、保護者(卒園児の保護者も含む)、園児(卒園児も含む)、取引先、一般ユーザーその他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程で定めるソーシャルメディアとは、 SNS (フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、ミクシィ、 グリー等)、電子掲示板、ブログなど、インターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(適用対象)

第3条 この規程は、社会福祉法人清心福祉会すべての職員等(理事(理事長含む)・監事・ 評議員・職員 (非常勤職員、再雇用職員、外国人実習生等を含む。)(以下「職員等」とい う。) に適用する。

(基本原則)

- **第4条** 職員等は、ソーシャルメディアを利用する場合、 次の基本原則を理解し、遵守しなければならない。
- 2 職員等として自覚と責任を持つこと。
- 3 法令および就業規則その他の各種規程を遵守すること。
- **4** ソーシャルメディアへの情報発信が半永久的に残ること、および瞬時に拡散し得ること、 ならびに炎上リスクがあること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味すること。

(禁止事項)

第5条 職員等は、ソーシャルメディアを利用する場合、 次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 法人及び施設の機密情報に関する情報
- (2)職務上知り得た秘密や個人情報(利用者、園児、家族、保護者、職員等、法人及び 施設に関連する取引業者等が特定されるような顔や名称等)を含む情報

- (3) 法人・施設、または第三者の権利を侵害する情報
- (4) 法人及び施設を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報
- (5) 誹謗中傷、虚偽の内容を含む情報
- (6) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (7) 違法行為または違法行為を煽る情報
- (8) わいせつな内容に関する情報
- (9) その他、法令、就業規則、その他の規程で禁止された情報
- 2 公式アカウント担当以外の職員等は、公式アカウントから情報発信してはならない。
- **3** 職員等は、ソーシャルメディア利用に際し、法人及び施設のロゴ等を利用してはならない。

(前条に違反した場合)

- 第6条 職員等が前条に違反した場合、当該職員等は理事長(理事長の場合は理事会)に対し、速やかに報告を行わなければならない。
- 2 前条に違反した職員等は、理事長(理事長の場合は理事会)の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速な削除または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、理事長(理事長の場合は理事会)の指示に従い、職員だけの判断では行わない。

(私的利用等の禁止)

- **第7条** 職員等は、勤務時間中、ソーシャルメディアを私的に利用してはならない。
- 2 職員等は、法人及び施設の設備および機器 (パソコン、スマートフォン、携帯電話など以下、法人又は施設の機器等」という)を私的に利用してはならない。
- **3** 法人及び施設は必要と認める場合、法人及び施設の機器等に蓄積されたデータ等につき閲覧等のモニタリングを行うことができる。

(損害賠償)

第8条 職員等がこの規程に違反した場合、これにより法人及び施設が被った全部または 一部の損害を賠償しなければならない。

(懲戒)

第9条 この規程に違反する事実が認められた場合、 就業規則第56条に定める懲戒処分 に処する。

(相談窓口等)

第10条 ソーシャルメディア利用に関する相談窓口およびこの規程に違反する事実の通

報窓口は理事長(理事長の場合は各理事)とする。

(改訂)

第11条 この規定の改正は、社会福祉法人清心福祉会理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和1年9月18日から施行する。